

日本公認会計士協会中国会の概要

2024年6月



目次

1. 業務内容
2. 体制
3. 中国会会員数
 - 1-2.中国会会員数の推移
 - 1-3.部会ごとの会員数の推移
 - 1-4.全国の会員数
4. 重点施策
5. 委員会組織
6. 監査法人事務所の設置状況
7. 連絡先

1. 業務内容

中国会は全国に16ある日本公認会計士協会の支部組織（地域会）の一つで、5つの部会で構成されています。

○ 日本公認会計士協会について

日本公認会計士協会は、日本における唯一の公認会計士の団体です。1949年（昭和24年）に任意団体として発足し、1966年（昭和41年）に公認会計士法で定める特殊法人となりました。また、2004年（平成16年）4月には、特別の法律により設立される民間法人（特別民間法人）となりました。

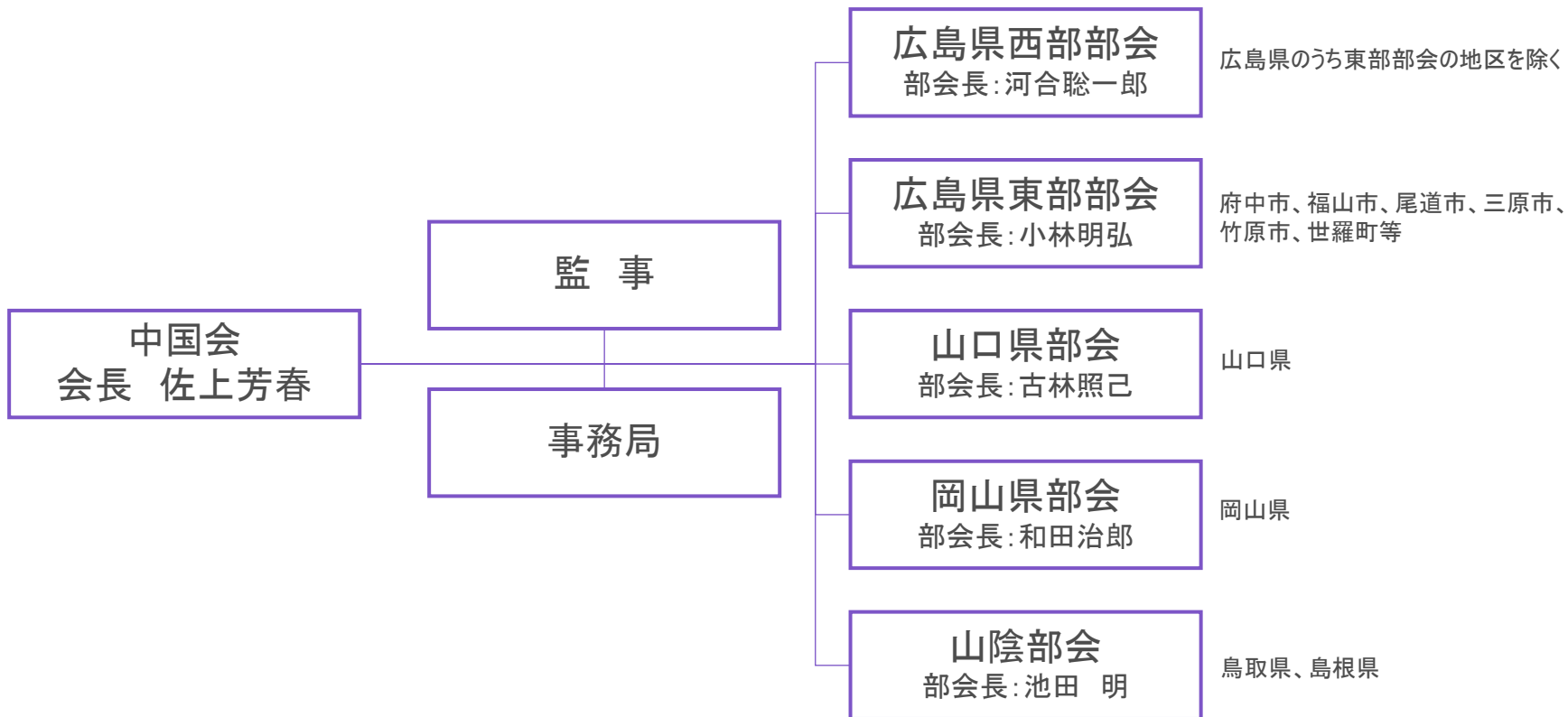
日本公認会計士協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として透明性と中立性を持った組織運営を行っており、また、全国に支部として地域会（16地域会）を置き、それぞれの地域会所属会員の資質向上につとめるとともに、地域会に密着した活動を行っています。

会員数は公認会計士が約2万8千人、監査法人が217法人で、このほか、公認会計士となる資格を有する者や会計士補等を合わせた準会員が約7千人います。

○ 公認会計士の使命（公認会計士法 第一条）について

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としています。

2.体制



3. 中国会会員数

2024年3月31日現在

部 会	会 員	うち 女性 会員数	準会員			うち 女性 会員数	計	うち 女性 会員数		
			1号	2号	4号					
1	広島県西部	247	32	1	5	49	15	302	47	
2	広島県東部	37	1	0	0	2	0	39	1	
3	山口県	43	4	0	0	4	0	47	4	
4	岡山県	137	10	0	1	16	4	154	14	
5	山陰	島根	26	1	1	0	1	0	28	1
		鳥取	21	2	0	2	1	0	24	2
		小計	47	2	1	2	2	0	52	3
合 計		511	50	2	8	73	19	594	69	

※ 2号準会員は会計士補、4号準会員は公認会計士試験に合格した者

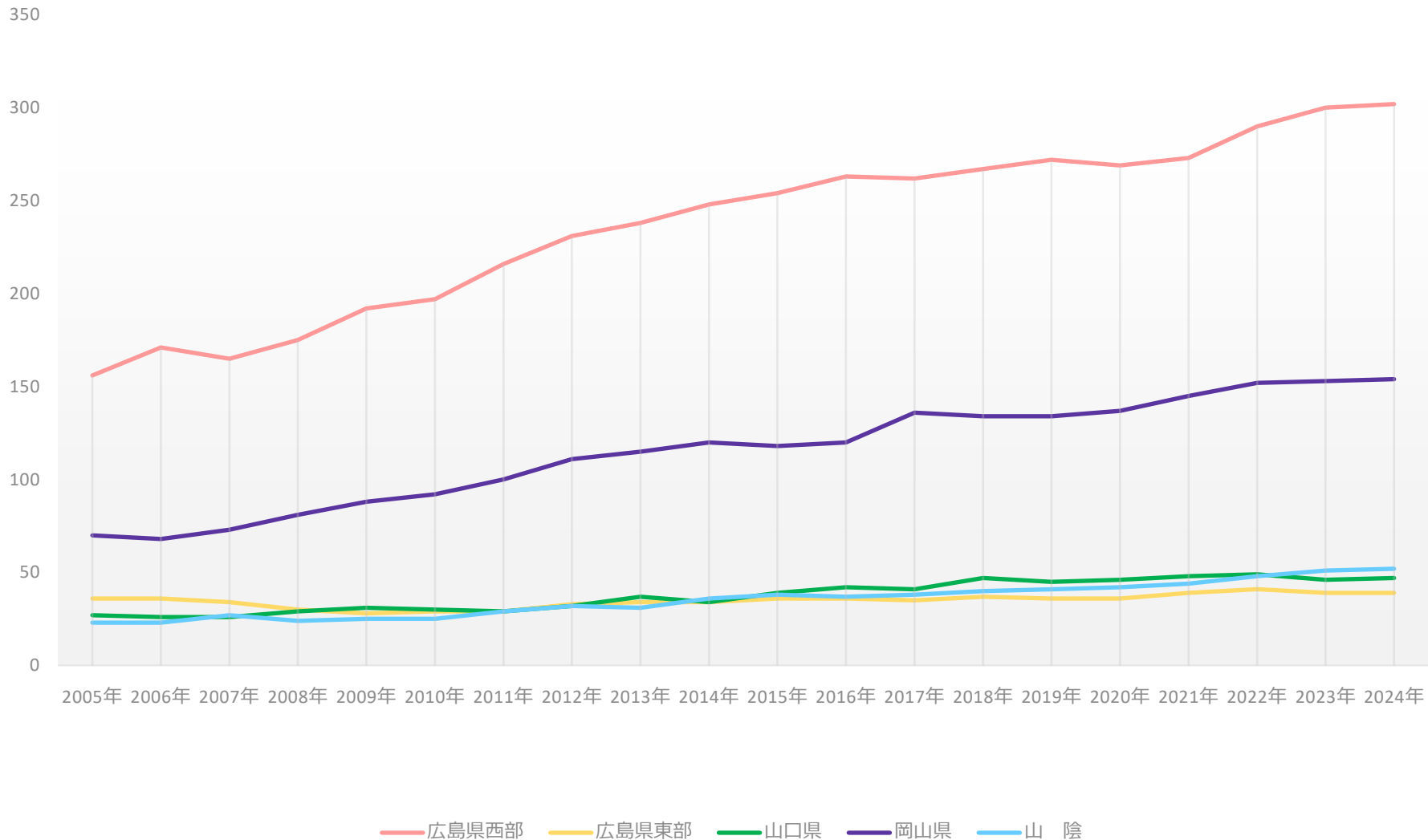
1-2. 中国会会員数の推移

2024年3月31日現在



1-3. 部会ごとの会員数の推移

2024年3月31日現在



1-4. 全国の会員数

2024年3月31日現在

種 別 地域会	会 員				準 会 員					合 計	構 成 比
	公認 会計士	外国公認 会計士	監査 法人	計	一号 準会員	二号 準会員	三号 準会員	四号 準会員	計		
北 海 道	410	0	6	416	0	2	0	58	60	476	1.09%
東 北	452	0	3	455	0	4	0	71	75	530	1.21%
埼 玉	875	0	0	875	4	31	0	124	159	1,034	2.37%
千 葉	865	2	1	868	2	31	0	83	116	984	2.25%
東 京	20,991	0	181	21,172	32	260	0	4,671	4,963	26,135	59.88%
神奈川	1,766	0	3	1,769	6	39	0	238	283	2,052	4.70%
東 海	2,287	0	16	2,303	4	35	0	433	472	2,775	6.36%
北 陸	309	0	1	310	0	3	0	40	43	353	0.81%
京 滋	749	0	9	758	7	7	0	143	157	915	2.10%
近 畿	3,970	0	41	4,011	10	29	0	972	1,011	5,022	11.51%
兵 庫	875	0	3	878	7	19	0	117	143	1,021	2.34%
中 国	511	0	5	516	2	8	0	73	83	599	1.37%
四 国	255	0	5	260	1	1	0	26	28	288	0.66%
北部九州	889	0	9	898	0	13	0	190	203	1,101	2.52%
南九州	233	0	3	236	0	3	0	19	22	258	0.59%
沖 縄	95	0	1	96	0	2	0	4	6	102	0.23%
合 計	35,532	2	287	35,821	75	487	0	7,262	7,824	43,645	

4. 重点施策

<p>1. 資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化</p>	<p>(1) 中小監査事務所の基盤強化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小監査事務所を支援し、監査業界全体の高度化を図る。
<p>2. 広がる業務を通じた社会課題の解決への貢献</p>	<p>(1) 企業情報開示におけるリーダーシップ発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示情報の信頼性確保のための保証に対する社会の期待と、その担い手としての公認会計士が的確であるという社会の認知を広めるべく、様々なステークホルダーへの働きかけや情報発信をする。 <p>(2) 非営利・公会計・税務・中小企業支援等の業務を通じた地域活性化への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業への経営支援、企業・非営利法人・自治体の健全な組織ガバナンスの構築等、様々な業務を通じて、社会の持続的発展に貢献する。 ・地方公共団体等との連携を推進するとともに、地域で活躍する会員・準会員とともに、地域活性化に取り組む。 ・多様な役割を果たす会員の支援をする。 <p>(3) スタートアップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援に携わる会員の支援や、スタートアップ支援に関する税制、IPOに関する研修を通じて、スタートアップを促進する。
<p>3. 情報開示エコシステムを担う多様な人材の確保・育成</p>	<p>(1) 多様な人材への職業紹介、魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性比率向上等、多くの人材にこの業界に加わっていただくために、幅広いターゲットに向けて魅力の発信をする。 <p>(2) 公認会計士の能力開発（実務補習を含む。）の再設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務補習、修了考査及びCPDに至る一連の支援をする。 ・国際的問題にも対応できる知見獲得のための研修をする。 <p>(3) サステナビリティに関する能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティに関する研修を行う。
<p>4. ステークホルダーとの連携強化</p>	<p>(1) 関係諸団体（メディアを含む。）との積極的な対話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の経済社会の発展に寄与するという目的の下、関係諸機関やメディア、政治の場に対して積極的な対話を行い、信頼できるパートナーとしての関係を構築・強化し、建設的な議論と協働を推進する。 <p>(2) 会計教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計教育の普及・啓発活動を協会が実施することが法律上で明記されたことを踏まえ、会計教育の推進をする。
<p>5. 施策の実現を支える体制の整備</p>	<p>(1) 協会インフラの充実（事務局・ファシリティ・IT対応等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境変化に対応できる事務局の意識改革と更なる能力開発 ・会員・準会員の利便性と業務効率の向上を支えるIT環境の整備とさらなる活用 ・働き方改革とともに職場環境を整備する。 ・中国会一体となって、会員・準会員、ステークホルダーに接し、地域会・本部の関係を構築・強化する。 <p>(2) 協会の組織・財政の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の財政状況を考慮し、収支均衡を計る ・協会の存続意義（社会のため、会員・準会員のための協会）の再確認 ・協会の機能強化への対応（会務の透明性向上、会務の生産性向上、権限と責任の積極的委譲など） <p>(3) 福利厚生活動の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国会が一体となれるように、会員・準会員・事務局職員の福利厚生活動を行う。 ・地域会活動に従事する会員・準会員の活動に伴う待遇及び事務局職員の待遇の見直しを行う。

5. 委員会組織

No.	中国会委員会名	職務
1	総務委員会	1 総会及び役員会に関する事項 2 官公署等外部の団体、日本公認会計士協会、規約第36条に定める部会及び各委員会との連絡に関する事項 3 諸規則等の制定・改廃に関する事項 4 会員・準会員に関する事項 5 事務局に関する事項 6 その他各部各委員会に属さない事項
2	財務経理委員会	1 予算、決算に関する事項 2 金銭及び物品の出納、保管、財産管理に関する事項 3 経理細則に定めてある財務諸表、会計帳簿及び証憑書類の整理、保管に関する事項
3	厚生委員会	1 会員及び家族、従業員の福利厚生に関する事項 2 会員の慶弔に関する事項
4	CPD委員会	継続的専門能力開発（継続的専門研修を含む）の企画、立案及び実施に関する事項
5	広報委員会	1 中国会会報の企画実施に関する事項 2 地域社会に対する公認会計士の制度の広報活動に関する事項
6	監査・保証実務委員会	監査の理論及び実務の研究調査に関する事項
7	テクノロジー委員会	情報技術の進展に伴う会員業務の対応にかかる研究調査に関する事項
8	会計制度委員会	会計の理論及び実務の研究調査に関する事項
9	公会計委員会	1 公企業、地方公共団体等の監査、会計の理論及び実務の研究調査に関する事項 2 本部公会計協議会及び同協議会地方公共団体会計・監査部会との連絡調整に関する事項
10	非営利法人委員会	1 非営利法人の監査、会計の理論及び実務の研究調査に関する事項 2 社会福祉法人等監査の公正円滑な推進に関する事項 3 本部公会計協議会社会保障部会との連絡調整に関する事項
11	学校法人委員会	1 学校法人の監査、会計の理論及び実務の研究調査に関する事項 2 学校法人監査の公正円滑な推進に関する事項
12	中小事務所等支援委員会	中小事務所が行う業務の円滑な遂行及び改善進歩のために必要な施策の検討に関する事項
13	中小企業支援委員会	中小企業の経営管理の理論及び実務の研究調査に関する事項
14	税務業務委員会	1 税務に関する理論及び実務の研究調査に関する事項 2 税務に関する研修会に関する事項 3 本部税務業務協議会との連絡調整に関する事項
15	組織内会計士委員会	1 組織内会計士の業務に関する研修会の企画立案及び資料又は情報の提供に関する事項 2 組織内会計士の資質の維持及び向上を図るために必要な施策の企画立案及び実施に関する事項
16	女性会計士活躍促進委員会	1 女性の会員等の活躍の促進に資する研修会等の企画立案又は資料若しくは情報の提供に関する事項 2 女性の会員等の活躍を周知する広報活動の企画立案及び実施に関する事項

6. 監査法人事務所の設置状況

部会	大手・準大手監査法人					地場 監査法人
	あずさ	トーマツ	EY新日本	太陽	仰星	
広島県西部	広島事務所 (広島市)	広島事務所 (広島市)	広島事務所 (広島市)	中国・四国 事務所 (広島市)	広島オフィス (広島市)	昭和 (広島市) アイル (広島市)
広島県東部						
山口県	下関オフィス (下関市)					長州 (宇部市)
岡山県	岡山オフィス (岡山市)	岡山事務所 (岡山市)				ACアーネスト (岡山市) イースト・サン (岡山市)
山陰	鳥取					
	島根					

7. 連絡先

日本公認会計士協会中国会

所在地：〒730-0037

広島市中区中町7番23号

住友生命広島平和大通り第2ビル5階

電話番号：(082) 248-2061

FAX番号：(082) 242-1467

ホームページ：<https://chugoku.jicpa.or.jp/>

お問い合わせは、ホーム画面トップメニューの『お問い合わせ』をご利用ください。

●● 信頼の力を未来へ

jicpa



日本公認会計士協会